

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

平成23年3月1日

関東地方整備局 日光砂防事務所
事務所長 光永 健男

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、日光砂防事務所の既設の多重無線通信装置ほか34設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は当事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において受注者等が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等のみが保持する技術が必要である。

よって、当該設備を修理する必要が生じた際は、当該設備の受注者等を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、受注者等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募条件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、受注者等を修理履行予定者とする。

なお、3.の応募条件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修理履行予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修理の必要性が生じたときのみ、本公告の手続きによって特定された修理履行予定者と修理の履行に関する役務の提供契約を結ぶこととし、修理の必要性が生じなかった場合は契約手続を行わないこととする。

ただし、本公示による手続き後に当事務所が修理の履行を依頼できる期間は平成24年3月31日までとする。

2. 履行概要

(1) 件 名 日光砂防事務所多重無線通信設備ほか34設備修理

- (2) 対象設備 別紙「修理対象設備一覧表」参照
- (3) 履行内容 日光砂防事務所の既設の多重無線通信設備ほか34設備に機能障害が発生し別途契約手続きを行った際、当該設備の修理を行うこと。
修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 設備毎に必要な以下の何れかの競争参加資格を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。

7. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち通信設備工事または受変電設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

4. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

9. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

① 既設設備の受注者等が保持する著作者人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。

② 設備毎に検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。

③ 発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

3) 業務執行体制に関する要件

本修理に当たっては修理技術者を配置すること。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、設備毎に次の①から④のいずれかの条件を満たすこと。

ただし、実務経験とは、4)実績に関する要件に示す実務経験であること。

- ①学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専門学校（専門学校）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。
- ②学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。
- ③上記①及び②以外の者で、7年以上の実務経験を有する者
- ④以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が3年以上あること（別紙「応募要件付表」参照）。
 - ア. 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
 - イ. 電気工事施工管理技士
 - ウ. 電気主任技術者
 - エ. 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気・電子））

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者毎に指定様式へ記載して提出すること。なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

本修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

4) 実績に関する要件

設備毎に、過去に完了した同種設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2 3 9 0
日光砂防事務所 総務課 専門員
電話 0288-54-1191 ファクシミリ 0288-53-1268

②技術関係

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2 3 9 0
日光砂防事務所 工務課 専門職
電話 0288-53-3917 ファクシミリ 0288-54-1362

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成23年3月1日(火)から平成23年3月18日(金)まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から17時15分まで。)

交付場所等：上記(1)②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成23年3月22日(火)17時15分。

提出場所等：上記(1)②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成23年4月1日（金） 17時15分

- (4) 3. (1) 1) ②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本公告に対する応募の単位は、別紙「修理対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修理希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は説明書による。